

「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（案）」、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（案）」及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（案）」に関する意見の募集結果について

平成 18 年 8 月 15 日  
行政改革推進本部事務局

「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（案）」、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（案）」及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（案）」について、平成 18 年 5 月 27 日から 6 月 25 日まで、広く国民の皆様からのご意見を募集したところ、5 件のご意見が寄せられました。

寄せられたご意見の概要及びご意見に関する考え方をとりまとめましたので、公表します。

なお、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の一部改正案及び上記「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（案）」の修正案について、総務省所管の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等と共同で平成 18 年 6 月 27 日から 7 月 26 日まで、広く国民の皆様からのご意見を募集したところ、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の一部改正案及び上記「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（案）」の修正案については、ご意見がございませんでした。

皆様のご協力に深く御礼申し上げます。

以上の案件については、平成 18 年 8 月 15 日に閣議決定いたしますので、あわせてお知らせします。

パブリックコメントに寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（案）」については、当該特別の法律を明示し、当該法律の制定廃止により、規制対象が変わる都度、改定すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（案）」では、対象となる法人を定性的に定義づけており、この基準案が基準として確定した後、具体的に対象となる法人及びその根拠法について精査していくこととなります。したがって、現時点で「特別の法律」を明示するのは困難です。</li> <li>なお、対象となる法人については、今後本基準のフォローアップ等の際に公表することとなります。</li> </ul>
<p>登録機関による実施により難しい事務・事業を明示することで、すでに指定制度から登録制度へ見直しがなされた事務・事業の内容と矛盾が生じ得ることも考えられる。現行の登録制度へ遡及することもあり得るのか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（案）」では、冒頭にあるとおり、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）において事務・事業の改革の対象となった法人を対象外としています。</li> <li>したがって、この改革実施計画によって、既に登録制度への移行されたものへの適用はありません。</li> <li>なお、既存の指定制度については、本基準案 2（3）にあるように、本基準案 1 の趣旨も踏まえながら見直しを行うこととなりますが、その際には、これまでの改革の方向も踏まえながら行うこととしたいと考えています。</li> </ul>
<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（案）」で示さ</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）において見直しの対象となる事務・事業は、検査・認定・資格付与等に限定されていましたが、「今後の行政改革の方</li> </ul>

<p>れている要件は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）において委託等により事務・事業を行う法人が講ずべき措置であったと理解している。</p> <p>今般、登録機関に対しても当該要件の適用を拡大されることについて、従来の改革実施計画と異なる考え方を導入したのであれば、各指定等法人が適切に措置を講ずることのできるようその見解を明記されたい。</p>	<p>針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）では、検査・認定・資格付与等以外の事務・事業を含め「法令等で定められた特定の事務・事業」を行う法人についても見直しを行うこととされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本基準案は、この平成 16 年の閣議決定に基づき策定するものであります。</li> </ul>
<p>府省出身者の定義については、現在、公益法人指導監督基準の見直しが進められている。</p> <p>各指定等法人が適切に措置を講ずることのできるよう、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」4（5）の考え方を参考に、一定の期間が経過した企業等退職者、大学教授等の学識者は業界関係者に含まないものとするなどの定義を明確にされるよう期待する。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（案）」では、2（2）ア①に「公益法人については」としていることから明らかなように、この規定は、本基準案の対象法人のうち、公益法人についてのみ適用されるものであります。このため、本規定中の文言は、公益法人全体に適用される「公益法人の設立許可及び指導監督基準」との整合性をもって解釈・運用されるべきものであり、同基準に定める定義を前提としていることは明らかであると考えております。</li> <li>・ なお、ご指摘のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」における「所管する官庁の出身者」の規定が変更（定義の厳格化）されましたので、これを前提としている本基準案の「府省の出身者」についても同様に取り扱うこととなります。</li> </ul>

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」4(1)⑤を遵守し、業界団体等に関する例外規定である「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準(案)」2(2)ア①のただし書を削除する。

原案のとおりとします。

- ・ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」8(1)ただし書においては、「既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。」と規定されており、本基準案2(2)ア①のただし書は、基本的にこれと同様の内容を規定しています。